



裁 決 書

地福第 787 号

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで提起された、[REDACTED]（以下「処分庁」という。）が平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号により通知した生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づく保護申請却下処分に関する審査請求について、次のように裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

審査請求の要旨

1 審査請求の趣旨

処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その処分の内容について不服とし、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであると解される。

処分庁は、請求人の妻が同意書を提出しないことから、関係先照会に係る同意資料提出に協力を得られなかったとして保護申請を却下したが、妻の同意書の提出は不要であり、本件処分は不当である。

裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

請求人が提出した審査請求書及び処分庁から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 請求人は、平成●年●月●日付けで法に基づく保護申請を行い、同日、適法な申請として受理されたこと。
- (2) 請求人が処分庁に提出した保護申請書によれば、請求人の世帯は請求人 (●歳) 及び請求人の妻 (以下「妻」という。) (●歳) の2人世帯であること。
- (3) 妻が、平成●年●月●日付けで処分庁に提出した収入申告書によると、妻の勤め先は●と記載されていること。
- (4) 処分庁の職員が作成したケース記録票 (以下「ケース記録」という。) によると、平成●年●月●日に請求人が処分庁に提出した、実施機関が行う関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面 (以下「同意書」という。) は未記入であったこと。
- (5) ケース記録によると、処分庁は、平成●年●月●日に訪問調査を実施し、以下の事実があったこと。
 - ① 処分庁は、請求人に、法制度を説明しながら未記入等書類について記載するよう協力を求めたこと。また、妻の給与明細及び同意書については、法の審査をするための関係機関調査に必要であることを説明したこと。
 - ② 請求人は、妻の就労収入は月額●万円程度であるが、給与明細は出さないとしたこと。
 - ③ 処分庁は、請求人に、同意書の提出がないと調査ができず審査ができないため、却下になることもある旨を伝えたこと。これに対し、請求人は、制度が間違っているから従う必要はない、生活保護制度について弁護士もおかしいと言っている旨の主張をしたこと。
 - ④ 処分庁は、重ねて③と同様の説明を行ったところ、請求人は、自分の分は記載するとして、同意書に記載したこと。また、妻は記載を拒否したこと。
- (6) 請求人が、(5)④により、●月●日付けで処分庁に提出した同意書には、「保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産及び収入の状況につき、貴福祉事務所が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他関係人に報告を求めることに同意します。」と記載されており、請求人の署名捺印がされていること。
- (7) ケース記録によると、処分庁は、請求人については同意書を提出したことから、法第 29 条に基づく関係先調査 (以下「29 条調査」という。) を実施することとし、平成●年●月●日、金融機関及び生命保険会社に対し照会通知書を発送したこと。
また、妻については同意書の提出がないため、29 条調査を実施しなかったこと。
- (8) 処分庁は、妻が関係先機関調査実施に係る同意書の提出を拒否したことにより、適切な保護の決定を行うことが困難なためとして、平成●年●月●日、法第 28 条の

規定に基づき却下とすることを決定したこと。

- (9) 本件処分に係る保護申請却下通知書によると、本件処分の理由として、「関係先照会に係る同意資料提出に協力を得られなかったため、生活保護法第 28 条の規定に基づき申請を却下とする。」の記載があったこと。
- (10) 処分庁は、平成 ■年■月■日に保護申請書が提出されてから 14 日以上が経過した平成 ■年■月■日付けで本件処分を決定したが、本件処分に係る保護申請却下通知書には、法第 24 条第 3 項に規定されている特別な理由（以下「遅延理由」という。）が記載されていないこと。

2 理由

- (1) 法は、「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、（中略）ことができる」（第 28 条第 1 項）、「保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、（中略）ときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下（中略）することができる」（同条第 4 項）と規定している。

さらに、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」（第 29 条）と規定している。

また、「生活保護の適正実施の推進について」（昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号厚生省社会局保護・監査指導課長連名通知）では、保護の新規申請時における資産の保有状況及び収入状況の調査把握をより確実にするため、保護の実施機関が行う資産の保有状況及び収入状況に関し、「関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること」（1 - (1) - ア及びイ）と規定している。

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）では、同意書が提出されないために関係機関先調査ができない場合には、「同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、法第 28 条の規定に基づき保護申請を却下することについて検討する必要がある。」（I-4 - (1)）としている。

一方、同意書については、「世帯員個別の署名や押印は必ずしも必要ではない（生活保護は世帯単位で決定しており、世帯主を介して世帯員へ給付を行っていることから、世帯主の同意書をもって世帯員の同意があったものと解される）」（I-4 - (2) - ④ - イ）としている。

以上の見地から、本件審査請求について判断する。

保護の決定、実施を行う上で、要保護者の収入及び資産の状況を的確に把握することは必要不可欠の要件である。このため、保護の実施機関は、法第 29 条により関係機関に報告を求めることができることとされている。しかし、同条の規定は、実施機関が関係先に照会を求め得ることを定めたものであり、照会を受けた相手方の応諾義務まで定めたものではないと解されていることから、保護の申請に際しては、同意書を申請者等から提出させること等により、事実の的確な把握に努めることとされているものである。

ただし、同意書については世帯員個別の署名押印は必ずしも必要ではなく、本件においては認定事実(6)のとおり、世帯主である請求人からの同意書が提出されていることから、妻からの同意書は必ずしも必要ではないと判断される。

仮に、調査段階において、妻本人の同意書がないことを理由に関係先から回答や報告を拒否された場合は、決定に必要な事項を明らかとすることができないことから、その時点においては妻本人の同意書が必要となるものであり、その場合においてもなお、妻が同意書の提出を拒む場合には、法第 28 条第 4 項の規定に基づき、保護申請却下等の措置を検討することとなる。

本件において、処分庁は、請求人からの同意書をもって妻に係る 29 条調査を実施することが可能であったにも関わらず、調査を実施せずに適切な保護の決定が困難として本件処分を行ったものであり、妻が同意書を提出しないことを理由に行った本件処分は不当とする請求人の主張には理由があると認められる。

- (2) なお、処分庁は、保護申請書が提出されてから 14 日以上経過してから本件処分を行っているが、法第 24 条第 3 項に定める「調査に日時を要する等特別な理由」が明示されておらず、手続きに誤りがあると認められるものの、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響するものとは認められない。

3 結論

本審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 25 年 1 月 25 日

岩手県知事 達増 拓也

